

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	東レ株式会社
【英訳名】	TORAY INDUSTRIES, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大矢 光雄
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	東レ株式会社大阪本社 (大阪市北区中之島三丁目3番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長大矢光雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行い、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定した。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点に鑑み決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

当社グループは基礎素材の製造、販売を主な事業としていることから、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、売上収益（連結会社間取引消去後）を重要な事業拠点の選定に使用する指標と判断し、また全社的な内部統制が良好であることから、各事業拠点の金額の累計が連結売上収益の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。また、持分法適用会社は連結財務諸表の持分法損益に影響を与える金額的重要度と事業の質的リスクとを評価し対象会社の有無を検討した。上記の検討の結果、当社及び連結子会社のうち15事業拠点を「重要な事業拠点」とした。

選定した重要な事業拠点においては、基礎素材の製造、販売を主な事業としていることから企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上収益、売掛金及び棚卸資産に係る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点のみならずそれ以外の事業拠点においても、各種の引当金、資産やのれんの減損など重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加した。リスクが大きい取引を行っている事業拠点又は業務に係る業務プロセスとして追加すべき評価対象はなかった。

併せて、定常的なモニタリングを通じて、全社的な内部統制のうち、良好でない項目がある事業拠点及び業務プロセスの有無、また長期間にわたり評価範囲外としてきた特定の事業拠点や業務プロセスを評価範囲に含めることの必要性について、当社及び当社を取り巻く環境の変化も考慮して検討した結果、追加すべき事業拠点及び業務プロセスはなかった。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はない。

5 【特記事項】

該当事項はない。